

兵庫県特定不妊治療費助成事業実施要綱

平成 16 年 4 月 1 日
平成 17 年 4 月 1 日一部改正
平成 18 年 4 月 1 日一部改正
平成 19 年 4 月 1 日一部改正
平成 20 年 4 月 1 日一部改正
平成 21 年 4 月 1 日一部改正
平成 21 年 7 月 22 日一部改正
平成 22 年 4 月 1 日一部改正
平成 23 年 4 月 1 日一部改正
平成 25 年 4 月 1 日一部改正
平成 26 年 2 月 6 日一部改正
平成 27 年 1 月 27 日一部改正
平成 27 年 2 月 16 日一部改正
平成 27 年 4 月 1 日一部改正
平成 28 年 2 月 1 日一部改正
平成 28 年 4 月 1 日一部改正
平成 30 年 4 月 1 日一部改正

(目的)

第 1 この要綱は、特定不妊治療は治療費が高額であり、その経済的負担が重いため、十分な治療を受けることができず子どもを産むことを諦めざるを得ない夫婦も少なくないことから、特定不妊治療に要する費用の助成に関して必要な事項を定め、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 この要綱において「特定不妊治療」とは、体外受精または顕微授精をいう。また、この要綱における治療方法 A～H の区分は、下記(1)～(8)をいい、別添図のとおりとする。

- (1) 治療区分 A 新鮮胚移植を実施（以下「A」という。）
- (2) 治療区分 B 凍結胚移植を実施（以下「B」という。）
- (3) 治療区分 C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施（以下「C」という。）
- (4) 治療区分 D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了（以下「D」という。）
- (5) 治療区分 E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止（以下「E」という。）
- (6) 治療区分 F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止（以下「F」という。）
- (7) 治療区分 G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止（以下「G」という。）
- (8) 治療区分 H 採卵準備中、体調不良等により治療中止（以下「H」という。）

(助成対象者)

第 3 この要綱による助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 兵庫県内（神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市及び明石市を除く。）に住所を有し、法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- (2) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されていること。
- (3) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦であること。
- (4) 指定医療機関において特定不妊治療を受けたこと（卵胞が発育しない等により卵子採取に至らない場合を除き、医師の診断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても助成の対象とする）。具体的には、別添図のAからFのいずれかに相当するものとする。G及びHは助成の対象とはしない。
- (5) 次に掲げる治療法ではないこと。
 - ア 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
 - イ 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの。）
 - ウ 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの。）
- (6) 夫婦合算した前年（1月から5月までの申請については前々年）の所得額が730万円未満であること。（所得の範囲及び額の計算方法については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の例による）。
- (7) 他の都道府県、政令指定都市、中核市（以下、他自治体）が実施する特定不妊治療費の助成を受けていないこと。ただし、他自治体において助成を受けている場合は、通算助成回数を超えない範囲で助成を受けることができる。
- (8) 第4の2項(2)及び(3)における助成対象者は、平成28年1月20日以降に治療を終了し、平成28年2月1日以降に申請した者とする。
- (9) 第4の3項における助成対象者は、平成27年2月16日以降に治療を開始し、平成27年4月1日以降に申請した者とする。

（助成内容）

第4 助成の対象となる費用は、指定医療機関で受けた、医療保険が適用されず高額の治療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要した費用の一部を助成する。

- 2 (1) 助成する額は、治療1回当たり15万円（ただし、別添図のC及びFについては、7万5千円）を上限とする。通算助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは6回（40歳以上であるときは通算3回）までとする。

ただし、平成25年度以前から本事業による特定不妊治療の助成を受けている夫婦で、平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合には、助成しない。

なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、特定不妊治療1回に至る治療の過程をいう。また、以前に行った特定不妊治療により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。

- (2) (1)のうち初回の治療に限り30万円を上限として助成する。（ただし、別添図のC及びFの治療を除く）
- (3) 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を行った場合は、(1)及び(2)のほか、1回の治療につき15万円

を上限として助成する。(ただし、別添図のCの治療を除く)

- 3 前項に加え、別添図のA及びBについては、第4の2(2)を除き夫婦合算した前年(1月から5月までの申請については前々年)の所得が400万円未満(所得の範囲及び額の計算方法については、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条及び第3条の例による。)の場合、5万円を上限として助成する。また、この場合、前項に規定する回数制限は適応しない。

なお、住所がある市町に独自の追加助成制度がある場合は、特定不妊治療に要した費用から前項の助成額と市町の独自の追加助成制度の上限額を控除した額に対し、助成する。

(助成の申請及び決定)

- 第5 助成を受けようとする対象者は、治療が終了した日(医師の診断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合については中断した日)から3ヶ月以内または、治療の終了した日の属する年度内のどちらか遅い日までに、次の関係書類を添えて居住地を管轄する健康福祉事務所を経由して兵庫県知事(以下「知事」という。)に申請を行うものとする。

ただし、(3)、(4)及び(5)につき、以前の申請時に提出したのと同じ場合は、以前申請時の書類でかえることができることとする(ただし、(3)、(4)については発行日から3か月以内のものとする。)

- (1) 兵庫県特定不妊治療費助成事業申請書(様式第1号)
 - (2) 兵庫県特定不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)
 - (3) 戸籍謄本(初回申請時のみ)
 - (4) 別表1に掲げる兵庫県内に居住する法律上の夫婦であることを証明する書類
 - (5) 別表2に掲げる夫及び妻の所得額を証明する書類
- 2 知事は、申請書の提出を受けたときは、速やかにこれを審査し、助成の要件を満たしていると認めるときは、申請者に兵庫県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。また、審査の結果、不承認と決定したときは、速やかにその理由を付して、兵庫県特定不妊治療費助成事業不承認決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(助成金の返還)

- 第6 知事は、申請書に虚偽の記載をするなど、不正な手段をもって助成を得た者に対し、その返還を求めることができる。

- 2 前項の規定により返還を求められた者は、速やかに知事に返還しなければならない。

(指定医療機関)

- 第7 知事は、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められたものを特定不妊治療指定機関(以下「指定医療機関」という。)として指定する。

- 2 指定医療機関の基準は、別途定める。
- 3 指定を受けようとする医療機関は、兵庫県特定不妊治療実施医療機関指定申請書(様式第6号)に関係書類を添えて知事に申請するものとする。
- 4 知事は原則として現地調査を行い、指定基準を満たしているかどうか審査することとする。
- 5 知事は前項による審査の結果、申請を適当と認めるときは、兵庫県特定不妊治療費助成事業実施医療機関指定通知書(様式第7号)により申請医療機関に通知するものとする。

る。

- 6 他自治体の知事又は市長が、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（平成 17 年 8 月 23 日付雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第 2 の 4 の (5) の規定に基づき、特定不妊治療を実施するのに適当であると認めた医療機関は、知事が指定した医療機関とみなす。
- 7 指定医療機関において、申請事項に変更が生じた場合は、兵庫県特定不妊治療費助成事業実施医療機関申請事項変更届（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。
- 8 指定医療機関が指定を辞退しようとするときは、兵庫県特定不妊治療費助成事業実施医療機関辞退届出書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。
- 9 知事は、指定医療機関が第 2 項に規定する指定要件に適合しなくなったとき、その他指定医療機関が特定不妊治療を行うについて不相当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。（この場合においては、当該医療機関にその旨通知するとともに、適切な方法により周知を図るものとする。）。
- 10 指定医療機関の一覧については、兵庫県健康福祉部健康局健康増進課（以下「健康増進課」という。）が作成し、健康増進課及び健康福祉事務所が公開する。

第 8 県は、本事業の実施に当たっては、不妊治療に関係している医療機関、その他保健医療関係者等に対し本事業の趣旨を周知するとともに、積極的な協力を求める。

- 2 県は、本事業の実施に当たっては、不妊専門相談事業関係者等との連携を図り、カウンセリング体制の充実強化に努める。
- 3 県は、本事業の実施に当たり、必要に応じて、治療データ等の登録管理を行うとともに、事業の適正化を図るため指定医療機関等に対する指導を行う。

（実施上の留意事項）

第 9 本事業の関係者は、申請者の心理及びプライバシーの保護について十分配慮し、この要綱による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守り、知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 県は、助成状況を明確にするため、兵庫県特定不妊治療費助成事業台帳（様式第 5 号）を作成し、助成状況を把握するものとする。なお、転居等により以前の助成状況を把握していない場合には、前住所地等へ照会するなど適宜確認を行うものとする。

（補則）

第 10 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせる混合診療を認めるものではなく、保険外診療である特定不妊治療を受けた場合の自己負担を一部助成するものである。

- 2 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

（適用）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 30 年 4 月 1 日以前に助成を受けたことがある者について、平成 30 年 4 月 1 日以降の助成については、この要綱を適用する。